

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 94 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2023 年 5 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

Build-to-Rent に対する投資促進のための税制改正 (不動産投資)

[Japan Practice 紹介サイト](#)



2023 年 4 月 28 日、オーストラリア連邦政府は、新しく建築される Build-to-Rent (BTR。不動産開発会社が開発後も保有・賃貸するためのマンション) プロジェクトの管理投資信託 (Managed Investment Trust、MIT) の源泉徴収税率を 2024 年 7 月 1 日から引き下げると発表しました。また、2023 年 5 月 9 日には、当該改正も含めた 2023/24 年度予算案が発表されました。改正後は、日本を含む適格法域の外国投資家は、オーストラリアの BTR プロジェクトに関する分配金への源泉徴収について、15%の軽減税率の適用を受けることができるようになります。また、BTR の建設が 2023 年 5 月 9 日以降に開始する場合に減価償却率を 2.5%から 4%へ引き上げる措置も公表されています。今回の改正により、BTR セクターに外国投資を呼び込むことが期待されています。

本稿では、この改正の背景を紹介したうえで、現段階で明らかになっている改正内容について解説し、州税における優遇措置についても言及します。

原文 (英文) への[リンク](#)はこちら (2023/24 予算案については[こちら](#)も参照)。

その他の注目のトピック

国家再生基金の概要（連邦政府の優先分野）

オーストラリア連邦政府の国家再生基金（National Reconstruction Fund）は、再生可能エネルギー・低排出技術、メディカルサイエンス、運輸交通、農業・林業・漁業における付加価値向上、資源における付加価値向上、防衛、および（一定の分野における）能力向上という「7つの優先分野」におけるプロジェクトに150億豪ドルの資金を供給するために近時成立した制度であり、対象を絞った投資によりオーストラリアの強みを活かすことを目的としています。

国家再生基金は、優先分野のプロジェクトに対して、貸付け、エクイティ出資および保証等の資金調達を選択肢を用意しており、また共同出資スキームにより民間投資を促すことが企図されています。これにより、イノベーションやテクノロジーの商業化が容易になり、地域経済の多様性と発展が促進され、ひいてはオーストラリアの発展が意図されています。

本稿では、国家再生基金の内容やスケジュールについて解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

労使関係法の改正の見通し（労働法）

雇用・労使関係省は、賃金未払いの犯罪化、従業員類似の仕事、同一労働同一賃金、および労働者の保護の強化の4つの論点について、法改正のためのコンサルテーションペーパーを公表し、2023年5月12日まで意見を募っていました。これらの論点に加え、カジュアル労働者の定義、単一の国家規模の雇用規制フレームワーク等についても、改正の対象とすることが明らかにされています。

本稿では、これらのコンサルテーションペーパー等に基づき、2023年下半年に予想される労使改正法の内容について解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

オーストラリア会社法概説

〔第2版〕（2019）



加納弁護士 の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。第2版は、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

祝日勤務に関する連邦裁判所の判決（労働法）

オーストラリアの最低労働条件を定める全国雇用基準（NES）において、従業員には祝日に働かない権利が与えられていますが、これに関連して、近時オーストラリア連邦裁判所が重要な判決を下しました。この判決では、会社が従業員に対して祝日に働く意思があるかどうかを尋ねることなく祝日勤務を要求

（require）したと判断され、フェアワーク法および NES に反すると判断されました（*CFMMEU v OS MCAP Pty Ltd [2023] FCAFC 51*）。この判決を踏まえ、雇用主としては、場合によっては NES 違反として民事罰の対象となる可能性があることや、訴訟に伴うレピュテーション・リスクもあり得ることも念頭に置きつつ、従業員の祝日勤務に関する条件（勤務表や契約、労働協約等）を再確認することが重要といえるでしょう。

本稿では、上記の判決を紹介したうえで、祝日勤務の注意点について解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

企業結合規制に関する法改正（競争法）

オーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）は、オーストラリアの企業結合規制について、一定の閾値を超える場合に義務的届出の対象とする制度に移行させることを推し進めています。オーストラリアの現行の企業結合規制の下では、事前通知・申請義務はないため、企業結合当事者から ACCC への情報提供が十分かつ正確なものではなく、ACCC による非公式レビューの完了前に取引を実行すると迫られる事案も増えており、国際的な取引において義務的届出制度を採用する他国における手続きがオーストラリアでの手続きよりも優先されてしまう、といった問題が ACCC より指摘されていました。ACCC が提案している改正案は、オーストラリアの制度を EU 等で採用されている企業結合規制と類似した制度に移行させるものです。

本稿では、ACCC が指摘している現行の企業結合規制の問題点と、改正案の内容について解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

最近行われたセミナーのご報告

4th Asia-based International Financial Law Conference (2023年3月29日～31日)

International Bar Association が 2023 年 3 月 29 日から 31 日にかけて東京で開催した 4th Asia-based International Financial Law Conference にて、加納弁護士が不動産投資・ファイナンスのセッションのパネリストとして登壇し、近時のオーストラリア不動産マーケットの動向、海外投資家が注意すべき規制や税制、不動産投資におけるファイナンスやストラクチャー等について解説しました。セッションで使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます（英語でのカンファレンスのため資料は英文になります）。

豪州 M&A 取引実務セミナー（2022 年 11 月 8 日）

シドニー日本商工会議所が 2022 年 11 月 8 日に開催したシドニービジネス塾において加納弁護士が「豪州 M&A 取引実務」をテーマに講演を行いました。本セミナーでは、豪州 M&A 取引の全体像、デューデリジェンスで発見される問題の例、発見された問題の対処方法、主要な交渉事項、表明保証保険、ヴァーチャル決済の流れ等に触れながら、注意すべき実務上の重要箇所について日本語で解説しました。

講演の内容は[こちら](#)のウェブページから、講演で使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます。

最近の出版物等

Energy Transition Guide の公表

クレイトン・ユッツ法律事務所の Energy Transition Guide が公表されました。本ガイドでは、エネルギーtransitionに関する主要な論点を、実際の案件における対応例も紹介しつつ解説しています。本ガイド（英文）は[こちら](#)からご覧いただけます。

M&A Report November 2022 の公表

クレイトン・ユッツ法律事務所の M&A Report の最新版が公表されました。本レポートでは、過去 12 か月の M&A 取引の傾向、関連する経済状況や規制、2023 年の見通しといった事項を産業別に分析しています。本レポート（英文）は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリアにおけるビジネス展開』のアップデート

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介する冊子です。2021 年 1 月 1 日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、様々な改正が行われたことを受け、本稿における「外国投資」の章をアップデートしました。アップデートされた本冊子は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリア会社法概説』〔第 2 版〕（2019）

加納弁護士著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されています。第 2 版では、2014 年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等（2019 年時点）を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599(大竹)までご連絡ください。



パートナー 加納寛之
メール : hkano@claytonutz.com



スペシャルカウンセラー 山浦茂樹
メール : syamaura@claytonutz.com



ロイヤー 嶋田雅
メール : mshimada@claytonutz.com



ロイヤー Kai Priestly
メール : kpriestly@claytonutz.com



外国資格実務家 梶原康平
(日本法弁護士・日本から出向中)
メール : kkajiwara@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
メール : kotake@claytonutz.com